

平成29年度外部評価に向けて（素案）

1 これまでの経過

本市の外部評価は、行政評価に市民の視点、専門的な視点を加えて評価を行うことにより、行政評価の客観性を確保し透明性を高めることを目的に、平成16年度、17年度の試行を踏まえ取組を開始し、平成18年度からは外部評価委員会を設置して第三者的な立場から事務事業の評価や意見・提案をいただけてきました。平成21年度から平成23年度までの3年間は、外部評価の一環として「事業仕分け」を取り入れ、また、平成23年度は事業仕分け実施事業の再構築後の現状等について検証等を行ってきました。平成24年度には外部評価委員会を廃止し、代わりに行財政改革協議会が主体となり行政課題の解決方法や改善方法などを議論する「課題解決型」の外部評価を試行し、翌平成25年度はその結果を踏まえ「カイゼンふじさわ」を実施しました。平成26年度以降はこの手法を一部改善した“外部評価及び「カイゼンふじさわ」”として、事業の実施状況を評価する外部評価の部分と課題解決に向けた議論を別々に実施してきました。

平成24年度からの一連の“課題解決型”の外部評価手法については、行政職員を交えた中で多方面からの議論を行い、あるべき施策の姿を検討するシステムとしての意義は大きいという評価がある一方、次項に記載のようなことが課題としてあげられており、また、今年度の外部評価及び「カイゼンふじさわ」の総括として、平成29年度以降の行財政改革「藤沢市行財政改革2020」の基本方針を踏まえた中で、これからの外部評価についてゼロベースでの見直しの必要性が認識されました。

2 現在の手法（外部評価及び「カイゼンふじさわ」）の課題

- (1) 施策評価（外部評価）の際に個々の委員から出された意見と「カイゼンふじさわ」の結果に大きな差が見られず、「カイゼンふじさわ」に求めている「議論による実施手法等の検討」部分の深まりが感じられない。
- (2) 事業改善手法を議論する場である「カイゼンふじさわ」が、事業への要望の場となってしまうケースがある。
- (3) 傍聴者に発言権がなく、その場で意見を聞くことができない。
- (4) 藤沢市行財政改革2020の基本方針を踏まえると事業見直しやBPR等に関連した取組とすることが必要と思われるが、現在の評価手法ではこれを実現できない。

3 平成 29 年度以降の外部評価について

これらの課題及び「藤沢市行財政改革 2020」の基本的方向性を踏まえ、新たな外部評価の取組について、現在次のとおり検討を進めております。

(1) 評価単位について

平成 29 年度以降の外部評価については、特定の施策を選択し、その施策を構成する事務事業一つ一つについて評価を行うことを想定しております。

施策を選定するところまでは今までの外部評価と同様ですが、施策全体を捉えた評価を行うのではなく、施策目標という大きな目標を認識した上で、その達成手段としての事務事業の必要性や有効性などを評価します。

その結果、施策目標の達成にあまり寄与していない事務事業等については、その事務事業の取組の方向性等についてご意見をいただくことで、当該事務事業はもとより、施策単位での効率化を図っていきたいと考えております。

(2) 評価の実施主体及び評価者について

評価の実施主体はこれまでどおり行財政改革協議会とさせていただきたいと考えております。また、評価者の体制としては、以下の案のとおり想定しております。

◎評価者の体制（案）

- ・ 行財政改革協議会委員
 - ・ 評価施策に係る専門家
 - ・ 財政的見地から評価を行える者
 - ・ 市民（公募を前提として検討中）
 - ・ 他市行政職員
- など、10 名程度を想定。

(3) 評価の視点について

事務事業の評価にあたっては、以下の点に着目した評価項目を設定したいと考えております。

- ア その目的や必要性が時代のニーズに即しているか
 - イ 事業目的は施策目的を達成するためのものとなっているか
 - ウ 事業の成果指標はその目的を実現するにふさわしいものか
 - エ 事業実施結果が事業成果に結びついているか
 - オ 投入した財源に見合う成果が上がっているか
- …など

4 スケジュール（案）

平成 29 年 4 月	実施要領（案）の提示
5 月	実施要領（案）の修正・確定
6 月	行財政改革協議会において評価施策を選定
8 月	外部評価の実施
9 月	評価結果の作成
10 月	評価結果の公開
平成 30 年 1 月	結果に基づく市の検討内容を行財政改革協議会に 報告・公開

以 上